

2020年5月29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
内閣府少子化対策担当大臣 衛藤 晟一 殿
衆議院・参議院 厚生労働委員 各位
厚生労働省 老健局 総務課 御中
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 御中
内閣府 子ども子育て支援本部 御中
厚生労働省 子ども家庭局 保育課 御中

真に福祉サービスが継続できる第二次補正予算等を求める要望

一般社団法人 社会福祉経営全国会議

新型コロナウイルスにかかる「緊急事態宣言」が延長されたことを受け、政府は第2次補正予算について、6月17日の会期末までの成立を目指しています。厚労省第1次補正予算（追加額1兆6371億円（うち労働保険特別会計9,101億円））については担当部局より通知が出され、具体的な要綱として示されました。各事業については、実施主体が都道府県、指定都市、中核市となっていることから、自治体によるさらなる具体化が示されることとなります。

補正予算で追加された事業は、保育・障害・高齢の事業について、「住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なもの」としたうえで、「新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響」を「できる限り小さくする」という、基本的な指針が示されています。その上で、「通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う」ための支援策となっています。

保育・障害・高齢の各種事業が、医療と同じく市民生活の下支えとして必要不可欠な社会的インフラであることを認め、そのサービス継続を行う手立てを行うという意味で、必要な第一歩としての措置と考えます。

こうした補助金の「対象」について、例えば介護保険事業でいえば、a休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、b利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等、c濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所・短期入所系サービス事業所・介護施設等としています。これらは、必要な措置である一方、極めて限定的な支援であり、「新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響」を正しく受け止めているとは言い難いものです。

現場では、①休業要請は受けていないものの、密を避けるために一日あたりの人数や時間を減らす調整を行った事業所、②発熱や体調不良はあってもPCR検査すら受けられない中で、感染、あるいは濃厚接触と「みなした対応」を行うなど、感染リスクにさらされながらも懸命に運営努力している事業所が圧倒的に多く、今回の補正内容は、それらへの支援について何ら触れられていません。これら事業については、「予算の範囲内で補助」としていますが、対象となるもの全てに行き渡るものにすべきです。また、新型コロナウイルス感染症の罹患者を受け入れた医療・介護事業所等の職員に対して一人当たり最大20万円を上限とする支給金を支給する検討に入ったという報道がありますが、これについても同様の問題が懸念されます。

新型コロナウイルスによる影響は、「かかり増し」が存在する一方、通常の運営に大きな影響を与えていることから、事業者・施設の減収分に応じた措置が必要です。また、保育・障害・高齢の報酬は必要な社会的インフラであるにもかかわらず、保育は在籍児童数に応じ

た委託費が給付される一方、延長保育事業や一時預かり事業は利用実績に応じた補助金が支給される制度、介護保険事業・障害福祉事業は出来高による報酬制度となっている等、基礎的な経営土台に違いがあることも、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響に大きな差異を生み出しています。どんな状況下でも全ての社会福祉事業で働く職員の命が守られる体制を整えることなしに、国民に安定したサービスを提供できるものではありません。第2次補正予算をはじめ、今後の予算の見直しに当たって下記の要望を早急に実現してください。

記

【サービスの継続のため、基盤となる収入を守ること】

1. 「新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響」は、「かかり増し」部分だけではありません。サービスの継続に必要な基礎的な収入を守るため、すべての福祉事業に対し、少なくとも前年同月の収入を補償してください。

【かかり増し経費の補償について】

2. サービス継続支援事業は予算の範囲とするのではなく、対象となる全事業所にその費用を補償してください。
3. 同事業の対象を、自治体から休業要請のあった事業所・感染者や濃厚接触者がでた事業所だけでなく、市中感染が広がる中で、「みなし対応」や感染リスクにさらされながらも予防的対応を取りながら運営を継続した事業所すべてを対象としてください。
4. 介護保険事業にある「サービス継続支援事業」を拡充した事業（要望2と3を反映したもの）を保育・障害にも適応し、サービス種別間の格差、運用の違いの無いようにしてください。

【働く職員への特別な手当について】

5. 医療・介護・障害分野における最大20万円を上限とする支給金の実現を強く要望するとともに、保育（子ども子育て）にも拡大してください。
6. その対象は、市中感染が広がる中で、感染リスクにさらされながらも「みなし対応」や予防的対応を取りながら運営を継続した事業所で働くすべての職員を対象とするとともに、支給金が職員に必ず支給されるよう措置を講じてください。

以上